

高知県新人看護職員研修事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県新人看護職員研修事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 この補助事業は、病院等（看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成4年法律第86号）第2条第2項に規定する病院等をいう。以下同じ。）において新人看護職員（主として免許取得後に初めて就労する保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。以下同じ。）が基本的な臨床実践能力を獲得するための研修を実施することにより、看護の質の向上及び早期離職防止を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 県は、次の事業を交付の対象とする。

(1) 新人看護職員研修事業

県内の病院等（以下「補助事業者」という。）が、新人看護職員研修ガイドライン（平成26年3月24日医政看発0324第4号厚生労働省医政局看護課長通知。以下「ガイドライン」という。）に示された次の項目に沿って、新人看護職員に対する研修を実施した場合を対象とする。

ア 「新人看護職員を支える体制の構築」（ガイドラインⅠ－3－1又はガイドラインのうち保健師編のⅠ－3－1を参照）として、職場適応のサポートやメンタルサポート等の体制を整備すること。

イ 「研修における組織の体制」（ガイドラインⅠ－3－2又はガイドラインのうち保健師編のⅠ－3－2を参照）として、組織内で研修責任者、教育担当者及び実地指導者の役割を担う者を明確にすること。なお、専任又は兼任のいずれでも差し支えない。

ウ 「新人看護職員研修」（ガイドラインのⅡを参照）に沿って、到達目標を設定し、その評価を行うとともに、研修の実施に当たっては、研修プログラムを作成すること。

なお、新人助産師研修を実施する場合は、助産技術に関する項目を含めること。

また、新人保健師研修を実施する場合は、「新人保健師研修」（ガイドラインのうち保健師編のⅡ）に沿って、到達目標を設定し、その評価を行うとともに、研修の実施に当たっては、研修プログラムを作成すること。

(2) 医療機関受入研修事業

前号に掲げる事業を実施する病院等で、自施設の新人看護職員研修を公開し、公募により受入を実施している場合を対象とする。受け入れを行う研修は、複数月で実施すること。

なお、新人保健師研修又は新人助産師研修の受け入れを行う場合も同様とする。

(補助率及び補助額の範囲)

第4条 前条に規定する補助対象事業に対する補助金の額は、予算の範囲内とし、次に定めるところによるものとする。ただし、算出された補助額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 別表第1の第1欄に定める基準額と同表の第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較

してその少ない方の額を選定する。

- (2) 前号の規定により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較してその少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

(補助金の交付の申請)

第5条 規則第3条第1項及び第2項の補助金等交付申請書及び関係書類の様式は、別記第1号様式によるものとし、知事に提出しなければならない。

(補助金等の交付の決定)

第6条 知事は、前条の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この条において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この条において同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この条において同じ。）が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(補助の条件)

第7条 補助金の交付目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の内容の変更（補助金額の増額及び30パーセントを超える減額）若しくは補助事業に要する経費配分の変更（補助対象事業区分間の配分の30パーセント以内の変更は除く。）をする場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止する場合は、事前に別記第2号様式による変更（中止・廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならないこと。

- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の価格が単価50万円（民間団体にあっては、30万円）以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により知事が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。
- (4) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (6) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。
- (7) 補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類及び証拠書類を整備し、補助事業の完了後5年間保管しなければならないこと。
- (8) 補助金の対象経費について重複して他の補助金等の交付を受けてはならないこと。
- (9) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならない。
- (10) 補助事業の実施に当たっては、前条ただし書各号のいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (11) 補助事業者は、納期限の到来した県税について滞納がないこと。

（情報の開示）

第8条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

（グリーン購入）

第9条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

（実績報告）

第10条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第3号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第7条第6号ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合であって、前項の実績報告書の提出に当たり、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 3 補助事業者は、第7条第6号ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合であって、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を速やかに別記第4号様式による消費税仕入控除税額等報告書により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(附 則)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、同年3月23日から施行する。
- 2 この要綱は、令和10年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第3号から第5号及び第7号、第8条並びに第10条第3項の規定は、同日以降もなおその効力を有する。
- 3 第5条の規定による申請は、この要綱の施行日前においても行うことができる。

(附 則)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

第1欄（基準額）	第2欄（対象経費）
（1）から（3）までの規定により算出された額の合計額とする。 （1） 研修経費 ア 新人看護職員が1名のとき 44万円 （新人保健師研修・新人助産師研修のいずれかを含む場合は、586,000円とする。） イ 新人看護職員が2名以上のとき 63万円 （新人保健師研修又は新人助産師研修のいずれかを含む場合は776,000円、新人保健師研修及び新人助産師研修の両方を含む場合は922,000円とする。） （2） 教育担当者経費 新人看護職員5名以上の場合に5名ごとに 215,000円 （注）新人看護職員数は、当該年度の4月末日現在における在職している新人看護職員、新人保健師及び新人助産師であって、それぞれの研修に参加する人数とし、上限を70名とする。 なお、新人看護職員研修、新人保健師研修又は新人助産師研修の複数の研修を実施する施設において、複数の研修に参加する者は1名として計上する。 （3） 医療機関受入研修事業 ア 1名～4名を受け入れる場合 1施設当たり 113,000円 イ 5名～9名を受け入れる場合 1施設当たり 226,000円 ウ 10名～14名を受け入れる場合 1施設当たり 566,000円 エ 15名～19名を受け入れる場合 1施設当たり 849,000円	新人看護職員研修事業の実施に必要な研修責任者経費（謝金、人件費及び手当）、報償費、旅費、需用費（印刷製本費、消耗品費、会議費及び図書購入費）、役務費（通信運搬費及び雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費並びに賃金（外部の研修参加に伴う代替職員経費） 新人看護職員研修事業の実施に必要な教育担当者経費（謝金、人件費及び手当） 医療機関受入研修事業の実施に必要な教育担当者経費（謝金、人件費及び手当）、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費及び図書購入費）、役務費（通信運搬費及び雑役務費）、使用料及び賃借料並びに備品購入費

オ 20名以上を受入れる場合 1 施設当たり 1,132,000円 カ 受け入れる新人看護職員数が20名を超える場合 1 名増すごとに（上限30名） 45,000円 （注）医療機関受入研修事業は、複数月で実施すること。医療機関受入研修事業の受入人数については、1人当たり年間40時間で1人とし、上限は30人とする。なお、1人40時間に満たない場合は、複数人で40時間となれば1人とする。	
---	--